

日本地域学会機関誌編集委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 21 条および日本地域学会機関誌規程（平成 16 年 12 月 19 日制定）第 4 条に基づき、会則第 20 条第 1 項第 4 号に定める機関誌編集委員会（以下、委員会）の構成、運営等に必要な事項について定める。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、機関誌『地域学研究（Studies in Regional Science）』（以下、機関誌）の発行を目的として以下の業務を行う。

一 編集の企画，立案，原稿依頼

二 投稿された研究論文，研究ノート，事例研究，提言など（以下，研究論文等）の機関誌への掲載の可否を決定するための査読，依頼原稿（シンポジウムのまとめ，解説，報告など）の閲読ならびにこれらを遂行するのに必要な業務

三 査読結果あるいは閲読結果に基づき，当該研究論文等あるいは当該依頼原稿の機関誌への掲載の可否の決定

四 その他機関誌の編集に関する業務

2 委員会は，書面またはインターネット等による回覧等の擬似的会議形式により開催することができる。

3 前項に規定する委員会では，原則として，第 1 項第 3 号の決定を議題とすることはできない。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は，下記の編集委員（以下，委員）で構成する。

一 会長が本学会会員のなかから指名する編集委員長（以下，委員長）

二 会長によって推薦され，理事会がこれを承認した 20 名以内の学識経験者

三 本学会の総務担当常任理事

四 本学会の財務担当常任理事

五 本学会の庶務担当常任理事

六 年次大会実行委員会委員長（以下，実行委員長）

(委員の任期)

第4条 前条第1号から第5号に規定する委員の任期は、本学会の役員任期に準ずる。

2. 前条第6号に規定する委員の任期は、当該年次大会開催年度の1月1日に始まり、在任3年目の12月31日に満了する。

(委員長)

第5条 委員長は、研究論文等の各々について複数の査読者を定め、これに当該研究論文等の査読を依頼する。

2 委員長は、依頼原稿の各々について閲読者を定め、これに当該依頼原稿の閲読を依頼する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長は、委員のなかから、研究論文等あるいは依頼原稿の各々について担当編集委員を指名することができる。

4 前項の規定に基づき指名された担当編集委員は、当該研究論文等について複数の査読者あるいは当該依頼原稿の閲読者を定め、これに査読あるいは閲読を依頼する。

5 担当編集委員は、前項に規定する依頼がなされた場合には、その査読者名あるいは閲読者名をすみやかに委員長に報告する。

6 担当編集委員は、当該研究論文等の査読者あるいは当該依頼原稿の閲読者の報告をすみやかに委員長に報告する。

7 委員長は、機関誌の企画、編集、発行等に関連するすべての日常的業務を管掌する。

8 前項の規定にかかわらず、委員長は、第3条第三号に規定する委員を編集総務に指名し、機関誌の発行に関連する日常的業務の遂行を編集総務に委嘱することができる。

(副委員長)

第6条 編集副委員長(以下、副委員長)は、委員長の推薦に基づき、第3条第2号に規定する委員のなかから理事会が選出する。

2 副委員長は、委員長に事故のあるとき、委員長が委員会を主宰するのに支障のある案件が議題となっているとき、あるいは委員長の委嘱により委員長を代行する。

(編集顧問)

第7条 本学会に編集顧問をおくことができる。

2 編集顧問は、本学会理事会の諮問に応じて機関誌の編集方針等について意見を述べることができる。

第8条 委員会に編集幹事をおく。

2 編集幹事は、委員長の推薦に基づき、理事会が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、本学会幹事は編集幹事となる。

4 編集幹事は、委員長の指示に基づき、委員会の業務の円滑な遂行を補佐する。

(審査規程)

第9条 委員会が第2条第1項第3号の業務を行うのに必要な審査規準等については、理事会の議決を経て別に定める。

(細則)

第10条 機関誌の編集、発行等に必要なその他の細則は理事会の議決を経て別に定める。

(改正)

第11条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。

附則（平成16年12月19日 制定）

(施行日)

第1条 この規程は、平成17年1月1日より施行する。

第2条 この規程の施行と同時に、日本地域学会編集委員会規程(平成5年7月25日制定、平成10年4月19日改定)は廃止する。

附 則（平成18年12月17日 制定）

この規程は、制定と同時に施行する。

附 則（平成24年6月3日 制定）

この規程は、制定と同時に施行する。